

事業者へのHACCP支援について

令和5年12月
薬務衛生課、地産地消・外商課

1 これまでの経緯

- H28.4 旧県版HACCP 認証要綱・認証基準施行
- H30.6 食品衛生法の改正「HACCPに沿った衛生管理の義務化」
→原則、全食品等事業者に「HACCPに沿った衛生管理」の実施（法HACCP）を義務化（R3.6完全施行）
- R3.4 新県版HACCP 認証要綱・認証基準施行
→移行のため3年間(R6.3.31まで)の経過措置（更新事業者が対象）

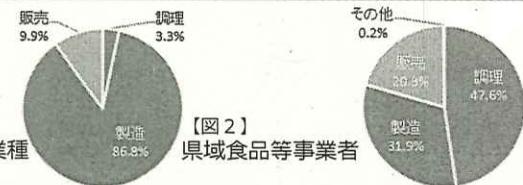
2 現状

- 県版HACCPは外商に取り組む事業者（製造業）を中心に取得【図1】
参考：新県版HACCP第2ステージ以上取得事業者数 109社（R5.11末時点）
産業振興計画目標値（R5） 200社
- 法HACCPの義務化によって全食品等事業者の衛生管理の対応が必須
参考：県域食品等事業者（約1万施設）、高知市内食品等事業者（約1万施設）
- 衛生管理における民間認証（FSSC、ISO、JFS等）が食品業界に広く浸透

3 見えてきた課題

【衛生面】県域食品等事業者の約7割を占める調理・販売業の法HACCP義務化レベルの取組の確認が必要【図2】

【外商面】法HACCPの義務化及び民間認証の浸透により、県独自のHACCP認証の存在感が相対的に薄れています



4 今後の方向性

※各事業はR6当初予算要求中

①県域食品等事業者への法HACCPの定着支援を強化

【薬務衛生課】

①R6年度から保健所を通じた講習会の開催や現地施設立入、食中毒予防強化等を通じて、法HACCPの定着を支援

②事業者の民間認証の取得を支援

【地産地消・外商課】

①食品業界において、浸透してきている民間認証の取得を後押し
→衛生管理等の向上を推進するアドバイザーを新設
→民間認証を取得する際のコンサルティング、審査・認証に要する費用の補助率を嵩上げ

③県版HACCP認証制度の見直し

【薬務衛生課、地産地消・外商課】

・事業者の法HACCPの定着支援を強化するとともに、民間認証の取得を促進することにより、県版HACCP認証制度を見直し
→R6.3末：県版HACCP認証の受付終了
R6.9末：県版HACCP認証の取得期限
※R6.9末までに認証を受けた事業者は、R11.3まで認証を継続
・県版HACCP認証取得のために実施してきた委託事業（相談窓口、専門家派遣）を認証取得期限（R6.9）まで継続

5 主なスケジュール

